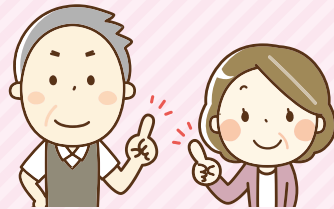


年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには**請求書の提出が必要です**。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。



対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- 65歳以上である
- 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他所得額の合計が約 88 万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- 前年の所得額が約 472 万円以下である

請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から 8 月下旬頃から、

請求可能な旨のお知らせを送付します。

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和 4 年 1 月 4 日までに請求手続きが完了しますと、令和 3 年 10 月分からさかのぼって受け取ることができます。

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早めに！

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

● 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：(0570) 05-4092 (ナビダイヤル)

年金給付金

検索



裁判員裁判の実施状況

～経験者の声もお知らせします～



国民の皆様の積極的なご参加に支えられ、裁判員制度はスタートから 10 年以上が経過しました。実際に裁判員を経験された方の声をお伝えするとともに、これまでの実施状況（令和 2 年 12 月末現在）をご紹介します。

どのくらいの方が裁判員を務めたの？

- これまで行われた裁判員裁判は、約 1 万 3000 件です。
- 約 7 万 7000 人の方が裁判員として参加されました。
- 裁判手続に参加いただいた日数は、平均約 6.0 日です。



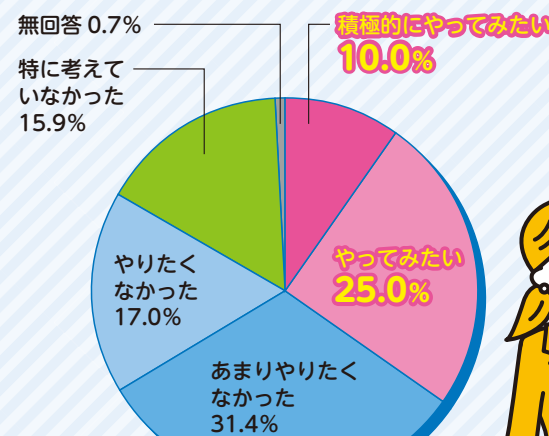
裁判員に選ばれる前と後での気持ちの変化は？

裁判員に選ばれる前は…

裁判員としてやってみたら…

「(積極的に) やってみたい」と
思っていた方は… **35.0%**

95.9%の方から
「(非常に) よい経験」との声



よい経験とは感じ
なかった 0.8%

あまりよい経験とは
感じなかった 2.0%

特に感じることは
なかった 0.5%

無回答 0.7%

よい経験と
感じた **37.4%**

非常によい
経験と感じた **58.5%**



参加する前と後では、裁判員の制度への認識が変わりました。一般の人がこのような形で裁判に関わる事の重要性を感じました。評議を尽くして結論を導き出すその過程は貴重な経験でした。

(50代、お勤め)

もっと詳しく知りたい方はこちら!!

● 裁判員制度ウェブサイト <https://www.saibanin.courts.go.jp/>

● 裁判所の広報行事

裁判所では、裁判官による出張講義を始め、各種の広報行事を行っています。各裁判所のウェブサイトにも掲載していますので、ご興味をお持ちいただいた方は、お気軽にお近くの地方裁判所総務課までお問い合わせください。



名古屋地裁 広報活動

検索

有料広告

Canal associa カナルアソシエ株式会社

浄化槽の保守点検・清掃。地域の整美お任せください!

〒498-0014 愛知県弥富市五明四丁目 66 番地

TEL 0567-65-2285 FAX 0567-65-2299

0120-152-285

宝くじ公式サイトでも宝くじを購入できます!!

特典1 たまる!つかえる!宝くじポイント

特典2 購入～受取までネットで完結!

他にもお得な特典や便利なサービスいろいろ! **今すぐ会員登録!**

宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料)

TEL 011-330-0777 (無料)

受付時間 10:30～18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く)

※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。